

タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議規約

(名称)

第1条 本会議は、タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議（以下「TL 国民会議」という。）と称す。

(目的)

第2条 全国のタイムライン防災に取り組む国の機関、都道府県、市区町村等や国民が、取り組みの共有を進め、タイムライン防災をより多くの市区町村や地域住民に広げていくことで、災害から命を守る防災意識社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 TL 国民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) タイムライン防災の推進による防災・減災社会の実現
- (2) タイムライン防災に関わる取り組みや改善の共有
- (3) タイムライン防災に関わる人材育成の推進
- (4) タイムライン防災の運営助言と支援
- (5) 全国の防災機関に対するタイムライン防災の普及啓発
- (6) その他タイムライン防災の推進に関わる事業

(委員および理事委員)

第4条 TL 国民会議は第2条の目的に賛同する市、区、町及び村によって組織し、それぞれの首長をもって委員とする。

2 委員のうち、原則として TL 国民会議の設立時点及び草創期において参画の意思を表明した市区町村の首長を理事委員とする。

(役員)

第5条 TL 国民会議に、次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 20名以内（議長が別に定める各地方ブロックごとに1名以上）
- (3) 会計監事 若干名

(役員を選任)

第6条 議長、副議長及び会計監事は、委員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第7条 議長は、TL国民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は、各地方ブロックを統括するとともに、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計監事は、TL国民会議の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。なお、再任は妨げない。

- 2 役員は原則として充て職とし、任期中に交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー及び顧問)

第9条 TL国民会議に、アドバイザー、技術顧問及び特別顧問を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、タイムライン防災に関わる機関等の中から、議長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 技術顧問・特別顧問は、タイムライン防災に識見を有する者の中から、議長が総会の同意を得て委嘱する。
- 4 アドバイザー・技術顧問・特別顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べるができる。

(総会)

第10条 TL国民会議の総会は、議長が招集し、その運営には、議長が当たる。

- 2 総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理の出席を妨げない。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定しなければならない。

- (1) TL 国民会議の予算を定めること。
- (2) TL 国民会議の決算を認定すること。
- (3) TL 国民会議の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 専決処分の承認に関すること。
- (6) 特別顧問・技術顧問の委嘱の同意に関すること。
- (7) アドバイザーの委嘱の同意に関すること。
- (8) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(議長の専決処分)

第11条 議長は、特に緊急を要するため、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合には、前条第4項各号(第5号を除く)に掲げる事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分をしたときは、議長は、これを TL 国民会議に報告しなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は第5条に基づく役員により構成し、議長が招集する。

2 役員会は、第10条第4項に基づく総会に諮るべき事項等を審議する。

3 役員会の進行は行政事務局が行う。

(事務局)

第13条 TL 国民会議の円滑な運営を推進するために、次の事務局を置く。

- (1) 行政事務局を、議長の属する機関に置く。
- (2) 事業事務局を、別途議長が指定する機関に置く。

(幹事会)

第 14 条 TL 国民会議の円滑な運営を図るため、役員幹事会及び幹事会を置く。

- 2 役員幹事会は、議長・副議長・会計監事の属する機関の職員をもって構成する。
- 3 幹事会は、理事委員の属する機関の職員をもって構成する。
- 4 役員幹事会及び幹事会の招集は行政事務局が行い、進行は事業事務局が行う。

(会計)

第 15 条 国民会議の経費は、委員である各市区町村等の負担金その他の収入をもって充てるものとする。

- 2 前項の負担金の額は以下のとおりとする。
市・区：年間 5 万円
町・村：年間 2 万円
- 3 負担金の納入期限は役員幹事会において決定する。
- 4 会計年度は次のとおりとする。
 - (1) 令和 5 年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
 - (2) 令和 6 年度は 4 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。
 - (3) 令和 7 年度以降は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

附 則

本規約は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。